

■議案第41号 町道路線の認定について

【要旨】

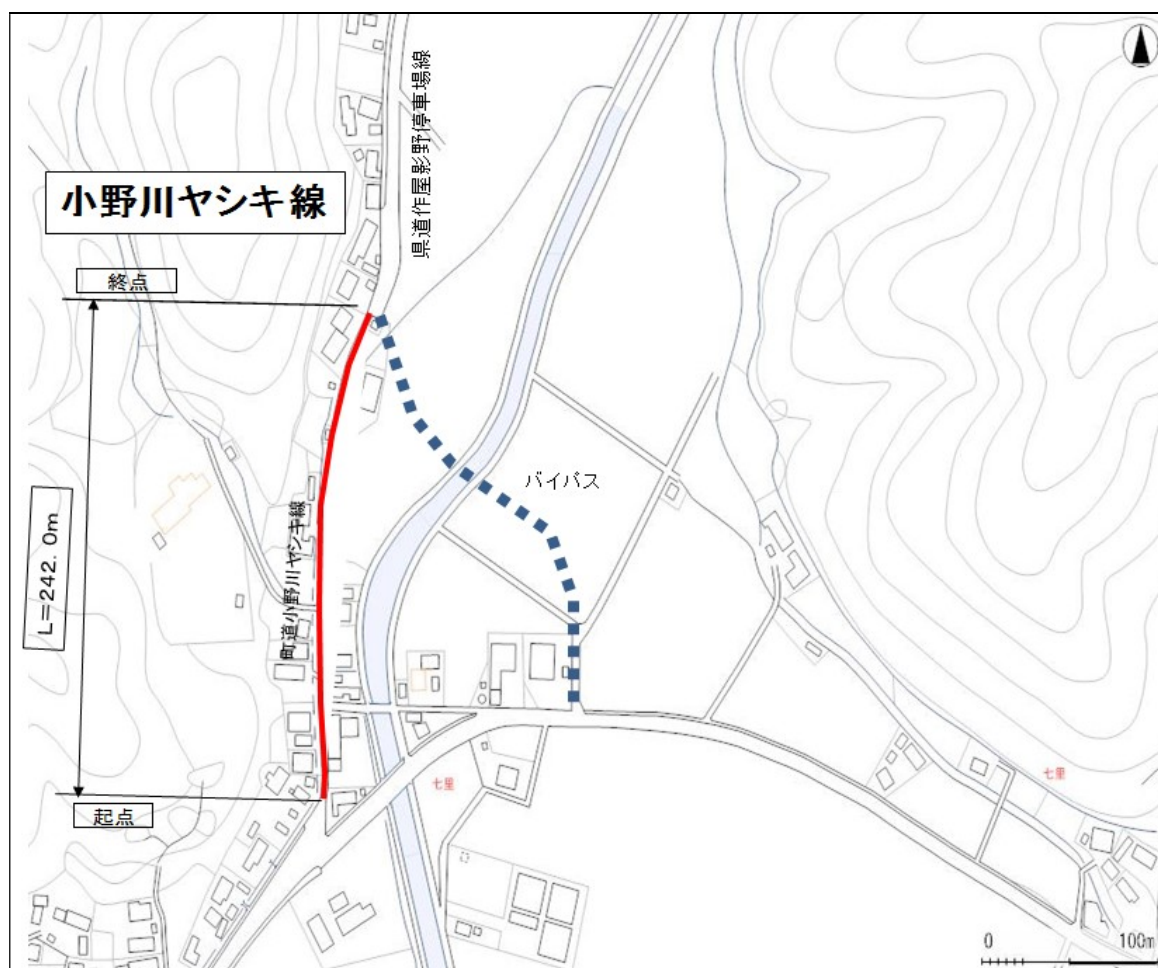
道路法第8条2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

[小野川ヤシキ線]

本路線は、県道作屋影野停車場線のバイパス整備に伴い、旧路線の延長 242m分が高知県から施設移管されるため、その部分を町道に認定し、維持管理を図るものです。
(認定基準第8号該当)

路線概要

整理番号	706	延長
路線名	小野川ヤシキ線	
起点地番	七里字砂揚甲 1105-6	242m
終点地番	七里字神主ヤシキ甲 1141-2	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの